

議案第156号

## 静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部改正について

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年11月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例の一部を改正する条例

静岡市重度障害者生活訓練ホーム条例（平成15年静岡市条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

静岡市桜の園城北館	静岡市葵区北安東四丁目32番34号
静岡市わらしなロッジ	静岡市葵区飯間2263番地

を

」

「

静岡市桜の園城北館	静岡市葵区北安東四丁目32番34号
-----------	-------------------

に

」

改める。

第3条第1項の表中

「

静岡市わらしなロッジ	支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	20人
静岡市清水なぎさホーム	身体障害者生活介護事業及び知的障害者生活介護事業	20人

を

」

「

静岡市清水なぎさホーム	身体障害者生活介護事業及び支援法第5条第7項に規定する生活介護のうち知的障害者を対象に行うもの（以下「知的障害者生活介護事業」という。）	20人
-------------	--	-----

に

」

改める。

第5条の表中「、静岡市桜の園城北館及び静岡市わらしなロッジ」を「及び静岡市桜の園城北館」に改める。

第6条第1項第2号を削り、同項第3号中「療育手帳」を「療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知）に基づく療育手帳」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までの静岡市わらしなロッジにおけるサービスの利用に係る料金については、なお従前の例による。